

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋 • 3 北澤 奈帆美 • 4 田村 明
5 前川 洋子 • 8 喜多 義幸 • 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫
11 清水 喜代己 • 12 藤田 直樹 • 13 丸山 耕一 • 19 太田 義政
21 坂野 大徹

以上 13 名

欠席委員 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
美里：服部担当主幹 安濃：江副担当副主幹
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見書の提出について (所有権移転) <別冊>

議事の大要

議長	<p>第6回第1農地部会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は23番 水谷 隆委員の1名で、出席委員は13名でございます。</p> <p>本日の議事録署名者を私の方から指名させていただきます。9番 木下伸裕委員、10番 小粥 文夫委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から3で、件数は3件、合計面積は14,012.00m²で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p>
	<p>2ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から14で、件数は14件、合計面積は72,210.15m²で、その内訳は田が62,371.00m²、畑が7,845.00m²、その他が1,994.15m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p>
	<p>8ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 山林 番号2 宅地 番号3 倉庫用地</p> <p>以上、件数は3件、合計面積は238.00m²で、その内訳は田が50.0m²、畑が188.00m²でございます。</p>
	<p>9ページから11ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1 戸建住宅用地の造成 番号2、番号3 太陽光発電施設用地 番号4 建壳分譲 番号5 一般住宅建設 番号6 駐車場用地</p>

番号7 集合住宅
番号8 駐車場用地
番号9 資材置場用地
番号10 一般住宅の庭及び駐車場

以上、件数は10件、合計面積は7,265.00m²で、その内訳は田が1,315.00m²、畠が5,950.00m²でございます。

12ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般住宅

以上、件数は1件、合計面積は318.00m²で、すべて畠でございます。
報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町池田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,066m²、受人 _____、面積 4,234m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号2、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 307m²、受人 _____、面積 3,516m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 326m²、受人 _____、面積 3,516m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 432m²、受人 _____、面積 3,516m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 13m²、受人 _____、面積 3,516m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 大里、申請地 大里川北町東浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 119m² 外7筆、合計面積 2, 648m²、受人 _____、面積 1, 646m²、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

14ページをお願いいたします。

番号7、地区 大里、申請地 大里睦合町古川_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 31m²、受人 _____、面積 2, 580m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号8、地区 片田、申請地 片田久保町崩レ_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 545m² 外2筆、合計面積 4, 672m²、受人 _____、面積 226m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農地の維持・管理が困難のためです。

番号9、地区 櫛形、申請地 分部大山田_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1, 153m² 外3筆、合計面積 4, 352m²、受人 _____、面積 3, 050m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

15ページをお願いいたします。

番号10、地区 櫛形、申請地 分部丸垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 992m²、受人 _____、面積 6, 029m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号11、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田御絵堂_____、登記地目・現況地目とも田、面積 575m²、受人 _____、面積 199m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方へ転居のためです。

番号12、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田八之坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 126m² 外2筆、合計面積 347m²、受人 _____、面積 2, 433m²、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号13、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田内垣内_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 440m²、受人 _____、面積 1, 010m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号14、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田八之坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 456m²、受人 _____、面積 496m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号15、地区 安西、申請地 芸濃町北神山上野_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 195m² 外3筆、合計面積 1, 542m²、受人 _____、面積 2, 569m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

16ページをお願いいたします。

番号16、地区 明、申請地 芸濃町林北浦_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 367m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号17、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤廻井_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 403m² 外2筆、合計面積 604m²、受人 _____、面積 4, 724m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号18、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 323m²、受人 _____、面積 12, 167m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号19、地区 辰水、申請地 美里町家所辰ノ口_____、登記地目・現況地目とも田、面積 692m² 外3筆、合計面積 1, 028m²、受人 _____、面積 2, 233m²、渡人 亡 _____、相続財産清算人 弁護士 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相続人不存在のためです。

17ページをお願いいたします。

番号20、地区 明合、申請地 安濃町大塚垣内_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 9. 89m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は耕作困難のためです。

番号21、地区 明合、申請地 安濃町大塚向山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 509m²、受人 _____、面積 101, 272m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号22、地区 村主、申請地 安濃町南神山井坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 523m²、受人 _____、面積 1, 034, 006m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方で耕作不便のためです。

番号23、地区 村主、申請地 安濃町連部川原田_____、登記地目 田、現況地目 畠、面積 1, 001m² 外1筆、合計面積 1, 999m²、受人 _____、面積 3, 561m²、渡人 _____。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

以上、件数は23件、合計面積は24, 561. 89m²で、このうち田が18, 984m²、畠が5, 577. 89m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第3条の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件につきまして、ご審議をお願ひいたします。

整理番号21についてです。

_____ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか
番号21 該当 P17

丸山委員 13番、丸山です。特に問題ありませんでした。

部会委員 <一同 異議なし >

議長 ありがとうございました。

それでは、整理番号21について、異議なしということでございますので、許可をすることに決定いたします。

入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。特に問題ないと思います。

議長 番号2から番号5、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。地元推進委員さんと現地確認したところ、特に問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 番号6、番号7、地区 大里、お願いします。

岡安委員	1番、岡安です。現地確認に行かせていただきました。問題ないかと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	番号8、地区 片田、番号9、番号10、地区 櫛形、お願いします。
前川委員	5番、前川です。地元推進委員さんと現地確認してきました、特に問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
議長	番号11から番号14、地区 黒田、お願ひします。
喜多委員	8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願ひいたします。
議長	番号15、地区 安西、お願ひします。
木下委員	9番、木下です。番号15、6月6日に現地確認しましたけれども、問題なしと思われます。よろしくお願ひします。
議長	番号16、番号17、地区 明、お願ひします。
小粥委員	10番、小粥でございます。現地確認しましたところ、特に問題はありませんでした。
議長	番号18、番号19、地区 辰水、お願ひします。
清水委員	11番、清水です。18番、現地確認させていただきました。別に問題ありません。
	19番、これも現地確認させていただきました。_____さんがもう亡くなつておられまして、隣の方が買われるということで、別に問題ないと思っております。
議長	番号20、地区 明合、お願ひします。
藤田委員	12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長	番号22、番号23、地区 村主、お願ひします。
丸山委員	13番、丸山です。特に問題ありませんでした。よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 番号1から番号23について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 村主、申請地 安濃町今徳午頭_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 224m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和30年頃から集荷場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 村主、申請地 安濃町連部的場_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 873m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和62年頃から農業用施設として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は1,097m²で、このうち田が224m²、畠が873m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 村主、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

議長 番号1と2の地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 新町、申請地 神納井明_____、登記地目・現況地目とも

田、面積 445m²、受人 _____ 外1名、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、申請地 一身田町三ノ坪 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 918m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は412.12m²、パネル設置率は44.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請地 分部五反田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 406m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 片田、申請地 片田久保町宮之腰 _____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 105m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。昭和60年頃から山林化していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野横所 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 838m² 外1筆、合計面積 1,468m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は427.38m²、パネル設置率は29.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田御絵堂 _____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 199m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。30年ほど前から駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町三行大門 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 793m² 外1筆、合計面積 1,179m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は432.3m²、パネル設置率は36.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町忍田村ノ内 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,485m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は340.98m²、パネル設置率は23%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 482m² 外1筆、合計面積 1,073m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は340.98m²、パネル設置率は31.8%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 783m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は386.01m²、パネル設置率は49.3%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本巾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 19m² 外4筆、合計面積 1,128m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は340.98m²、パネル設置率は30.2%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号12、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本巾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 714m² 外1筆、合計面積 1,298m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は495.98m²、パネル設置率は38.2%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号13、地区 安濃、申請地 安濃町内多向出_____、登記地目・現況地目とも田、面積 330m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 村主、申請地 安濃町川西多倉田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 310m² 外1筆、合計面積 766m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は340.98m²、パネル設置率は44.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 村主、申請地 安濃町浄土寺コメガイ_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 400m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第1種農地で、不許可の例外（集落接続の農家住宅）に該当するものと判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は11,983m²で、このうち田が9,144m²、畠が2,839m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。6月6日に地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。問題ございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。6月6日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明のとおりで、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長 番号3、地区 櫛形、番号4、地区 片田、お願いします。

前川委員 5番、前川です。6月6日に地元推進委員と現地確認いたしましたところ、特に問題ありませんで、事務局の説明どおりですのでよろしくお願ひします。

議長 番号5、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長 番号6、番号7、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。番号6、番号7は部会長と事務局、地元推進委員とで見ましたが、何ら問題ございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長 番号8、地区 明、番号9から番号12、地区 棚本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。6月6日に現地確認しました。問題ないのでよろしくお願ひします。

議長 番号13、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 番号14、番号15、地区 村主、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 番号1から番号15について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,808m²のうち962m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を出荷販売施設及び駐車場とするものです。

農地区分は第1種農地で、不許可の例外（農業用施設用地）に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は962m²、全て畠でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員のご意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。6月6日に現地確認させていただきました。問題はないかと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でございま

す。

番号1、地区 安東、相続人 _____、被相続人 _____、申請地 納所町宮ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 740 m²です。

これにつきましては、農家台帳により被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、相続人は引き続き農業経営を行うと認められることから、相続税の納税猶予に関する適格者として証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、合計面積は2, 740 m²で、全て田でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願ひします。

川邊委員 2番、川邊でございます。問題ございません。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について、証明することといたします。

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

30ページをお願いします。

件数は121件、合計面積は483, 850 m²で、このうち田が474, 095 m²、畠が8, 675 m²、その他が1, 080 m²でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いいたします。

整理番号8から21についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 整理番号8から21 該当P2からP5

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。
入室してください。

< 入 室 >

議長 つづいて、整理番号42についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 つづいて、整理番号112から115についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。
整理番号112から115 該当P26から28

部会委員 <一同 異議なし>

議長 入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、引き続き、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。

これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について(所有権移転)、事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について(所有権移転)でございます。

それでは30ページをお願いいたします。

件数は2件、合計面積は7,408m²で、全て田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、この案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上をもって、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

令和7年6月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____